

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 実施方針

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」
(平成 11 年法律第 117 号) 第 5 条第 3 項の規定により、豊橋市北部学校給食共
同調理場整備・運営事業に関する実施方針について公表する。

平成 19 年 10 月 11 日

豊橋市長 早川 勝

豊橋市北部学校給食共同調理場

整備・運営事業

実 施 方 針

平成19年10月

豊 橋 市

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業の名称	1
2	事業の目的	1
3	公共施設等の管理者等の名称	1
4	事業方式と事業範囲	1
5	事業期間	3
6	選定事業者の収入	3
7	特定事業の選定及び公表	3
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	募集及び選定の方法	4
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	4
3	応募に当たっての資格要件等	4
4	審査及び落札者決定の手続き	7
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
1	基本的な考え方	8
2	選定事業者の権利義務と市の権利義務	8
3	事業の実施状況のモニタリング	8
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
1	立地条件等	9
2	施設規模等	9
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	9
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
1	選定事業者の債務不履行	9
2	市の債務不履行	9
3	不可抗力事由	10
4	金融機関との協議	10
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	10
1	法制上の措置	10
2	税制上の措置	10
3	財政上及び金融上の支援	10
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	11
1	議会の議決	11
2	入札に伴う費用負担	11
3	実施方針に関する説明会の開催	11
4	実施方針等に関する質問及び意見	11

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の名称

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与しています。また、教職員と生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有しています。

本市の学校給食は、昭和21年に開始され、昭和44年の南部共同調理場の開設を契機に、共同調理場化への移行が進められてきました。また、平成18年に市内の給食供給先の再編を実施しており、全小中学校が共同調理場方式に移行しました。本事業の対象となる北部学校給食共同調理場は昭和47年8月に開設され、開設後およそ34年が経過しており、施設の更新が必要となっています。また、開設時以降の人口流動による給食需要の変化もあり、各場の給食供給先の再編などを実施することで、よりよい給食事業を推進する必要があります。

本事業は、こうした課題を解消するとともに、市民の期待に対応したよりよい学校給食の提供を目指して、市内小学校、中学校を対象とする給食施設を整備・運営するものです。本市では、このように児童生徒の心身の成長に関わる学校給食が、確実な衛生管理のもとで、「安全でおいしい給食」を継続して提供できるよう努めているところです。

本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な整備・運営事業とするため、民間企業の経営上のノウハウ、技術能力、資金活用が可能である「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき実施するものとし、事業実施に当たり、具体的には、次に掲げる事項の実現を図ります。

- ア 民間企業の技術能力等により、施設は衛生的かつ機能的な整備を図り、また、運営においては、確実な衛生管理のもとで、安全でおいしい給食提供を図ること。
- イ 施設設備等はできる限り環境に配慮したものとすること。
- ウ 調理業務を事業範囲に含めたPFI方式を導入することで、民間の運営ノウハウを活かすことにより、財政支出の削減を図ること。

3 公共施設等の管理者等の名称

豊橋市長 早川 勝

4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、PFI法第7条第1項の規定による選定事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営を行うBT

○方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

- (1) 設計業務
 - ア 設計
 - イ 設計図書の作成
 - ウ 設計に伴う各種申請手続き
- (2) 建設業務
 - ア 建設工事
 - イ 調理設備、備品等の調達・設置
 - ウ 工事に伴う近隣対策
 - エ 建設に伴う各種申請手続き
 - オ 工事監理
 - カ 完成図書の作成
 - キ 施設の引渡し
 - ク 現北部学校給食共同調理場の解体、整地及び駐車場整備
- (3) 維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 外構等保守管理業務
 - エ 調理設備保守管理業務
 - オ 清掃業務
 - カ 警備業務
- (4) 稼働準備業務
- (5) 運營業務
 - ア 調理等業務
 - イ 衛生管理業務
 - ウ 配送・回収業務
 - エ 洗浄・残滓等処理業務
 - オ 運営備品等の調達業務

(参考) 運営に関して市及び(財)豊橋市学校給食協会が実施する主な業務は次のとおりとします。

- ア 献立作成等
- イ 食材調達及び検収
- ウ 学校での給食の受け入れ
- エ 給食費の徴収管理

オ 見学の受け入れ

カ 試食の受け入れ

※選定事業者より各学校に配送された給食（コンテナ）は、各校で待機する(財)豊橋市学校給食協会の職員が受け入れを行います。

※米飯、パン、牛乳については(財)愛知県学校給食会より委託された業者から、学校へ直接搬入されるため、本事業の運營業務に含みません。

5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設期間》 平成21年1月～平成22年2月

《稼働準備・維持管理期間》平成22年3月

《維持管理・運営期間》 平成22年4月～平成37年3月

6 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下のとおりであり、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業とします。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価

ア 市は、本施設の建設に係る国庫補助が市に交付される場合には、事業契約においてあらかじめ定める額を、建設一時金として選定事業者に支払います。

イ 市は、選定事業者が実施する施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、前記の建設一時金を控除した額を、割賦方式により選定事業者に支払います。

(2) 維持管理業務、稼働準備業務及び運營業務に係る対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理業務、稼働準備業務及び運營業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間にわたって選定事業者に支払います。

7 特定事業の選定及び公表

本事業をPFI事業として実施することにより、学校給食サービス水準の向上及び市の財政支出額の縮減が見込まれる場合に、特定事業として選定し、公表します。また、特定事業として選定されない場合にも同様に公表します。

なお、市の財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

現時点では、以下のとおり予定しています。

平成19年10月11日(木)	実施方針等の公表、実施方針等に関する質問・意見の受付開始
平成19年10月17日(水)	実施方針等に関する説明会の開催
平成19年10月26日(金)	実施方針等に関する質問・意見の受付終了
平成19年11月中旬	実施方針等に関する質問への回答
平成19年11月	特定事業の選定・公表
平成20年4月	入札公告（入札説明書等の公表） 入札説明書等に関する質問の受付開始（第1回）
平成20年5月	入札説明書等に関する説明会の開催
平成20年5月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第1回）
平成20年6月	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）
平成20年6月	参加表明書及び資格確認申請書の受付
平成20年6月	資格確認通知の発送
平成20年7月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第2回）
平成20年7月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第2回）
平成20年8月	入札説明書等に関する質問への回答（第2回）
平成20年8月	入札（提案書の提出）
平成20年10月	落札者の決定・公表
平成20年10月	基本協定の締結
平成20年11月	事業仮契約締結
平成20年12月	事業契約締結

3 応募に当たっての資格要件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとします。

ア 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理に当たる企業（以

下「工事監理企業」という。)、本施設を維持管理する企業(以下「維持管理企業」という。))及び運営を実施する企業(以下「運営企業」という。))を含むものとします。また、これらの業務担当以外の企業を含むこともできます。

イ 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業のうち、複数を一企業が兼ねることは可能です。ただし、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできません。

ウ 応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は、次のとおりとします。応募者は、参加表明書及び資格確認書の提出時に構成企業名並びに協力企業名及び担当する業務を明らかにしてください。

(ア)構成企業とは、下記(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいいます。

(イ)協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいいます。

エ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業の子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。))又は親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。))が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加できません。

ただし、運営企業のうち、配送・回収業務を担当する企業については、複数の応募者の協力企業となることが可能です。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成企業及び協力企業に必要な資格は、次のとおりとします。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業及び工事監理企業は、次の要件を満たしていること。

(ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ)市の平成20・21年度入札参加資格を有していること。

(ウ)平成9年4月以降に3,000㎡以上の施設の基本設計もしくは実施設計の実績を有していること。

(エ)HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

エ 建設企業は、次の要件を満たしていること。

(ア)建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ)市の平成20・21年度入札参加資格を有し、建築一式工事において経営事項審査結果の総合評定値が820点以上であること。

- (ウ)平成9年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していること。
- (エ)複数の場合は、そのうちの少なくとも1社が上の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の建設企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、上の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも1社は、構成企業として下記3(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

オ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア)業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

- (イ)複数の場合は、全ての企業が上の(ア)を満たすこと。また、少なくとも1社は、構成企業として下記3(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

カ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア)学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

- (イ)HACCPに対する相当の知識を有していること。

- (ウ)複数の場合は、そのうちの少なくとも1社が上の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすこと。また、上の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも1社は、構成企業として下記3(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 設計企業、建設企業及び工事監理企業においては、市の指名停止措置を受けている者（入札公告日から落札者決定までの期間とします。）。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしている者。

カ 市が本事業について、北部学校給食共同調理場改築事業PFIアドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務の一部を委託している日比谷パーク法律事務所並びにこれら企業と資本面もしくは人事面において関連のある者。

キ 直近2年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

ク 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、資格確認通知日とします。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が前記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合及び「審査及び落札者決定の手続き」に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合は、失格とします。

(5) 構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、下記(6)イに示す代表企業を除き認めることがあります。

(6) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することを要件とします。

イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資比率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとします。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはけません。

4 審査及び落札者決定の手続き

(1) 提案書の審査は、学識者及び市職員で構成する「豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、あらかじめ定める落札者決定基準に基づいて行い、審査委員会が優秀提案を選定します。

(2) 市は、審査委員会の審査結果を基に落札者を決定します。

(3) 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等から総合的に評価します。

(4) 審査結果は、落札者決定後、速やかに公表します。

(5) 審査委員、落札者決定基準については、入札公告時に公表します。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。

選定事業者が提供するサービスは、別冊「要求水準書（案）」を満たしつつ、児童生徒に安全でおいしい給食を提供するものとします。

2 選定事業者の権利義務と市の権利義務

別添1「リスク分担表」を基本とし、これに基づき市と選定事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとします。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、稼働準備業務、運営業務について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定めることとします。

モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担しますが、モニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うものとします。

また、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、稼働準備業務、運営業務に係るサービスの水準が事業契約に定める市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができます。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は選定事業者に対し、サービスに対する支払いの減額、その他の措置を講ずるものとします。改善勧告やサービスに対する支払いの減額等の具体的な手続等については、入札公告時に提示します。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件等

施設の立地条件については、別添2「位置図」、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

- (1) 建設予定地 愛知県豊橋市石巻本町字枇杷地内
- (2) 用途地域 指定なし（市街化調整区域）
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 4,200 m²（駐車場 1,400 m²は別途）

2 施設規模等

施設の規模及び配置等の条件については、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議を行うものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、調停又は訴訟によることとし、紛争解決のための双方の費用を可能な限り抑制する方法を、事業契約の中で合意しておきたいと考えます。

訴訟については、名古屋地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の債務不履行

選定事業者が契約上の債務を履行しない場合、市はサービスに対する支払額の減額又は支払停止措置を取ることとし、市は、事業契約を解除できるものとします。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。選定事業者が破綻した場合、市は事業契約を解除し、直接事業継続のための手段を講ずるものとします。

2 市の債務不履行

市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解約することができるものとします。この場合、市は、選定事業者が生じた損害を賠償するものとします。

3 不可抗力事由

不可抗力事由によっても、できる限り事業の継続性を担保するため、選定事業者には一定以上の保険を付保していただきます。保険範囲を逸脱した不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合、原則として市がその責任を負担します。

4 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接協定を締結することを想定しています。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置は想定していません。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置は想定していません。

3 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとします。

本事業は、文部科学省の交付金の交付を受けることを想定しております。

なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。なお、応募者は当該制度の活用を盛り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成することとします。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行ってください。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成19年12月定例会（12月議会）に提出する予定です。

また、事業契約の締結に関する議案は、平成20年12月定例会(12月議会)に提出する予定です。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とします。

3 実施方針に関する説明会の開催

本実施方針についての説明会を以下の通り開催します。

日 時	平成19年10月17日（水）13時30分～15時（予定）
場 所	豊橋市役所 東館8階 86会議室（所在地：豊橋市今橋町1番地） ※現地集合、現地解散とします。
出席方法	出席希望者は、平成19年10月16日（火）までに記載の連絡先に、FAX若しくはE-mailにて参加企業名及び参加者名を連絡してください。ただし、参加人数は1企業につき2名までとします。なお、説明会では、実施方針等の資料は配布しませんので、各自持参してください。

4 実施方針等に関する質問及び意見

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の提出先は、以下のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見は、別添3の様式にて作成し、平成19年10月26日（金）までに郵送又はE-mailにてお寄せください。その際、市が受領していることを念のため電話でご確認ください。使用するソフトは、Microsoft Excel(Windows版)でお願いいたします。郵送の場合は、平成19年10月26日（金）午後5時までに必着とし、電話による質問・意見は受け付けません。

質問の回答については、平成19年11月中旬に市の公式ウェブサイトで公表する予定です。寄せられた意見については、内容を検討のうえ、入札説明書等の中に反映することを考慮しますが、個別回答や公表の予定はありません。また、意見についての著作権はそれぞれお寄せいただいた方に属しますが、必要な場合、市はこれを無償で使用できるものとします。

【受付窓口】 豊橋市教育委員会教育部保健給食課 担当：兵藤、廣瀬

住 所：〒440-8501

豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所東館12階）

電 話：0532-51-2835

F A X：0532-51-2066

E-mail：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市公式ウェブサイトURL <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/>